

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 31 年 4 月 11 日

ふるさと納税指定制度に係る申出書等の提出団体数

平成31年6月1日から翌年9月30日までの期間に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第3項及び第314条の7第3項並びに地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)附則第2条第2項に基づく申出書等の提出期間については、平成31年4月1日から同月10日までとされているところ、申出書等の提出団体数は、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

	提出団体数(a)	全団体数(b)	a/b (%)
都道府県	46 (※)	47	98%
市区町村	1, 741	1, 741	100%

(※) 申出書等の提出がなかった団体:東京都

(連絡先) 自治税務局市町村税課

担当:小野寺、<u>阿久津</u>、福田 電話:03-5253-5669 (直通)